

東京外国語大学

世界的な感染症の伝播に対応するマニュアル

保健管理センター

2023（令和5）年9月作成

新型コロナウイルス等発生時の対応については、基本的には政府および東京都の行動計画に従うこととする。また、本学保健管理センターとして、本学における感染拡大を可能な限り抑制し、本学学生および教職員の安全および健康を保護することを目的として、このマニュアルを策定する。

<目次>

第1章 新型コロナウイルス等の対策の目的

第2章 新型コロナウイルス等への基本的な考え方

第3章 新型コロナウイルス等への行動計画

1. 新型コロナウイルス等の情報収集

2. 新型コロナウイルス等の予防・蔓延防止

第4章 新型コロナウイルス等の発生段階ごとの対応

1. 海外発生期（第一段階）

2. 国内発生早期（第二段階）

3. 国内感染期（感染拡大・まん延）（第三段階）

4. 小康期（第四段階）

第5章 罹患した場合と濃厚接触者となった場合の対応

1. 医療機関の受診と治療

2. 新型コロナウイルス等（或いはその疑い）に罹患した場合の届け出

3. 学生の登学停止と教職員の出勤禁止

4. 罹患者（或いはその疑い）と濃厚接触者（学生・教職員）の対応

参考 新型コロナウイルス等の発生段階ごとの対応方針

第1章 新型コロナウイルス等の対策の目的

新型コロナウイルス等の発生を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型コロナウイルス等が発生すれば、我が国への侵入も早晚避けられないと考えられる。万一病原性が高く蔓延する恐れのある新型コロナウイルス等が発生すれば、本学学生や教職員の健康状態や生命に大きな影響が及ぼされる可能性は高い。このため、大学における安全衛生管理の観点から、大学内での感染拡大を可能な限り抑制し、本学学生・教職員の健康及び生命を保護するように対策をとることを目的とする。

第2章 新型コロナウイルス等への基本的な考え方

新型コロナウイルス等への対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。発生した新型コロナウイルス等の特性（病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況）を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び人権への配慮を含めた対応について、政府及び東京都等の対策を念頭に置いて、各種対策を総合的・効果的に組み合わせバランスのとれた対策を目指すこととする。

第3章 新型コロナウイルス等への行動計画

新型コロナウイルス等への対策に関しては、「東京外国語大学危機管理委員会」の基に「東京外国語大学新型コロナウイルス等対策本部」を設置し、大学における危機管理問題として取り組む。

新型コロナウイルス等対策本部の構成及び主な役割は、以下のとおりとする。

本部長：学長

副本部長：事務局長

本部員：理事、副学長、保健管理センター所長、事務局の各部課（室）長等

役割：

- （1）情報の収集及び分析
- （2）対策の検討、決定、実施及び進捗管理
- （3）学生及び教職員への情報提供
- （4）その他対策に必要な事項

1. 新型コロナウイルス等の情報収集

新型コロナウイルス等に関する情報収集を積極的に行い、発生時の危機に対応できるよう情報の集約と情報提供を行う。さらに、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する適切な最新の情報として、本学内の学生・教職員等への情報提供を行う。適切な最新の情報提供を通し、発生した新型コロナウイルス等への必要な対策に関して、学内への周知を図り学生・教職員等に理解・理解を得られるように努める。

2. 新型コロナウイルスの予防・蔓延防止

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型コロナウイルス等に対する予防措置として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な個人感染防御を実践するように感染対策を促す。

また、新型コロナウイルス等の緊急事態においては、必要に応じ発せられた不要不急の外出の自粛要請等に従い、対応する。職場対策として、国内における発生の初期の段階から、個人における対策に加え、職場における感染対策を徹底する等の学内での感染対策をより強化し実施する。また、新型コロナウイルス等の緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を検討する。

第4章 新型コロナウイルス等の発生段階ごとの対応

新型コロナウイルス等への対策は、感染症の蔓延状況の発生段階に応じて取るべき対応が異なることから、予め発生段階を設け、各段階において対応方針をさだめておく必要がある。現時点では、[海外発生期（第一段階）]、[国内発生早期（第二段階）]、[国内感染期（まん延／感染拡大）（第三段階）]、[小康状態（第四段階）]に至るまでの4つの発生段階に分類して、対応を講ずる。

1. 海外発生期（第一段階）

（海外で新型コロナウイルスが発生した状態で国内では発生していない状態・海外において発生国・地域が限定的な場合等）

（1）学生・教職員の海外渡航

海外発生期において、学生・教職員の新型コロナウイルス等の発生国・地域への海外渡航は原則として禁止する。外国人留学生の新型コロナウイルス等伝播（流行）地域への一時帰国についても同様とする。また、新型コロナウイルス等発生国・地域外への海外渡航についても中止する事が望ましい。

外国人留学生の新型コロナウイルス等発生国・地域外への一時帰国についても同様とする。海外滞在中に帰国が困難となる事態、現地での受療困難、帰国時の一定期間停留等が予見される事が、その理由である。万一、海外渡航を強行する場合には、本学への所定の事前届け出手続きを励行し、さらに海外滞在中は、連絡先に関する届け出の更新を怠らないようにする必要がある。

（2）学生・教職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型コロナウイルス等伝播の海外発生期（第一段階）において、新型コロナウイルス等発生国・地域から帰国した学生・教職員は、直ちに本学への所定の届け出手続きを行うとともに、帰国後一定期間、体温等の健康状態の自己観察を

行う。観察期間中に異常に気づいた場合には、最寄りの保健所（発熱相談センター）に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、本学の連絡用フォームにより連絡する。この場合、診断が確定するまでの間、学生については登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。もし帰国時に、既に発熱等の症状を有する場合には、行政機関によって「隔離」のための入院措置がとられる。また、新型感染症等（或いはその疑い）患者との濃厚接触者に対しては、空港近くのホテル等に一定期間の「停留」が要請される。これらの場合には、行政機関の指示に従うとともに、本学への連絡を絶やさない事が必須となる（連絡先は前記のとおり）。

（3）海外に滞在する学生・教職員に対する帰国勧告等

新型感染症等伝播の海外発生期（第一段階）において、新型感染症等発生国・地域に長期・短期滞在する本学学生・教職員に対して、感染対策を徹底するように勧告するとともに、帰国を勧告する。これを受けて帰国した学生・教職員は、前項の規定に従うものとする。

（4）学生及び教職員が主催する集会・学会等

新型感染症等伝播の海外発生期（第一段階）において、学生及び教職員が集会・学会等を主催する場合は、その名称、開催日、場所、参加予定者の数及び参加予定者の国籍について、学生は学生課に、教職員は総務企

画課に届け出るものとする。

2. 国内発生早期（第二段階）

（新型感染症等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴などを調査で追うことが出来る状態）

（1）学生・教職員の海外渡航

新型感染症等伝播の国内発生早期（第二段階）において、学生・教職員の新型感染症等発生国・地域への海外渡航は原則として禁止する。外国人留学生の新型感染症等の発生国・地域への一時帰国についても同様とする。また、新型感染症等発生国・地域外への海外渡航についても、原則として禁止する。

（2）学生・教職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型感染症等伝播の国内発生早期（第二段階）において、海外（新型感染症等発生国・地域であるかどうかを問わない）から帰国した学生・教職員は、直ちに本学への所定の届け出手続きを行うとともに、帰国後10日間、体温等の健康状態の自己観察を行う。観察期間中に異常に気づいた場合には、最寄りの保健所（発熱相談センター）に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、本学の連絡用フォーム

により連絡する。この場合、診断が確定するまでの間、学生については登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。

もし帰国時に、既に発熱等の症状を有する場合には、行政機関によって「隔離」のための入院措置がとられる。また、新型感染症（或いはその疑い）患者との濃厚接触者に対しては、空港近くのホテル等に一定期間の「停留」が要請される。これらの場合には、行政機関の指示に従うとともに本学への連絡を絶やさない事が必須となる（連絡先は前記のとおり）。また、帰国に際して搭乗した航空機と同乗者の中に、新型感染症等（或いはその疑い）患者が存在していたことが、空港を離れた後に判明した場合にも、帰国した学生・教職員は、行政機関の指示に従って行動する必要がある。この事態において、医療機関への入院を指示された場合だけでなく、自宅待機を指示された場合にも、学生については登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。本学への連絡については前記のとおりである。これらの過程で、学生・教職員が新型感染症等（或いはその疑い）の診断を受けた場合の措置については、別に定める。

また、海外の新型感染症等発生国・地域の外国人の本学への来訪については、原則としてこれを禁止する。加えて、新型感染症等発生国・地域外の外国人の来訪についても、同様とする。

(3) 学生及び教職員が主催する集会・学会等

新型コロナウイルス等伝播の国内発生早期（第二段階）において、学生及び教職員が、学内・学外で集会・学会等を主催する事を原則として禁止する。

(4) 通学・通勤手段

新型コロナウイルス等伝播の国内発生早期（第二段階）において、学生・教職員は混雑した公共交通機関の利用を避けるために、通学・通勤方法や通学・通勤時刻を検討し、感染対策を取り入れ適切な自己対応に努める必要がある。教職員については、時差出勤やオンラインでの在宅勤務を検討するものとする。

(5) 出張・研修等

新型コロナウイルス等伝播の国内発生早期（第二段階）において、原則として、教職員は出張（学会参加を含む）及び研修を延期又は中止しなければならない。

(6) 健康状態の自己管理と有症時の対応

新型コロナウイルス等伝播の第二段階（国内発生早期）において、学生・教職員は毎日、体温等の健康状態を自己観察する。37.5℃以上の発熱等、新型コロナウイルス等に合致する症状に気づいた場合には、最寄りの保健所（発熱相談センター）に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、本学の連絡用フォームにより連絡する。この場合、診断が確定する

までの間、学生については登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。

（7）入試の延期

臨時休校或いは全学閉鎖の期間に入試が予定されている場合、東京外国語大学新型コロナウイルス対策本部はその中止の要否を検討し、学長が決定を行う。これに際し、行政機関からこの点に関する要請を受けた場合には、それを尊重する。

3. 国内感染期（感染拡大・まん延）（第三段階）

（国内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が調査で追えなくなった状態）

（1）学生・教職員の海外渡航

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期（感染拡大・まん延）（第三段階）において、学生・教職員の全ての国・地域（新型コロナウイルス等発生国・地域であるかどうかを問わない）への海外渡航は、原則として禁止する。外国人留学生の本国への一時帰国についても同様とする。

（2）学生・教職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期（感染拡大・まん延）（第三段階）において、海外（新型コロナウイルス等発生国・地域であるかどうかを問わない）から帰国した学生・教職員に関する措置については、国内発生早期（第二段

階)における措置と同様とする。

また、海外(新型コロナウイルス等発生国・地域であるかどうかを問わない)の外国人の本学への来訪については、原則としてこれを禁止する。

(3) 学生及び教職員が主催する集会・学会等

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期(感染拡大・まん延)(第三段階)において、学生及び教職員が、学内・学外で集会・学会等を主催する事を原則として禁止する。

(4) 通学・通勤手段

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期(感染拡大・まん延)(第三段階)における通学・通勤手段については、国内発生早期(第二段階)における措置と同様とする。

(5) 出張・研修等

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期(感染拡大・まん延)(第三段階)において、原則として、教職員は出張(学会参加を含む)及び研修を延期又は中止しなければならない。

(6) 健康状態の自己管理と有症時の対応

新型コロナウイルス等伝播の国内感染期(感染拡大・まん延)(第三段階)における学生・教職員の健康状態の自己管理と有症時の対応については、国内発生早期(第二段階)における措置と同様とする。

4. 小康期（第四段階）

新型コロナウイルスの患者発生は減少し、低い水準でとどまっている状態。

新型コロナウイルス等伝播の小康期（第四段階）において、新型コロナウイルス等に関して実施中の全ての規制措置を見直し、本学が有する全ての機能について適切なレベルまでの回復を図るとともに、伝播の第二波に備える。この際、東京外国語大学新型コロナウイルス等対策本部による評価と学長による決定を前提とする。

第5章 罹患した場合と濃厚接触者となった場合の対応

1. 医療機関の受診と治療

新型コロナウイルス伝播の国内発生早期（第二段階）以降、学生・教職員は毎日、体温等の健康状態を自己観察する。その結果、 37.5°C 以上の発熱を認める等、新型コロナウイルス等（或いはその疑い）に罹患した可能性があるとして自己評価した場合には、最寄りの保健所（発熱相談センター）に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。

診断が確定すると、原則として、新型コロナウイルス等伝播の国内感染期（感染拡大）（第三段階）までは入院治療を、また国内感染期（まん延）（第三段階）におい

ては、自宅療養を指示される。後者の場合には、外出を避けて自宅で療養に専念する。確定に至らず経過観察を指示された場合についても、外出を避ける。但し、医療機関を受診する場合には、マスクを装用し「咳エチケット」等を遵守して、他者への感染を避けるための最大限の努力をする。

2. 新型感染症等（或いはその疑い）に罹患した場合の本学への届け出

新型感染症等（或いはその疑い）に罹患した場合、本学の連絡用フォームにより速やかに連絡する。

3. 学生の登学停止と教職員の出勤禁止

新型感染症等（或いはその疑い）に罹患した場合、学生については登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。診断が確定に至らず経過観察を指示された場合の措置も同様とする。

登学停止・出勤禁止は、主治医が治癒と判断するまで、或いは体温の自己測定において完全な解熱から一定の期間以上が経過するまで継続する。

4. 罹患者（或いはその疑い）と濃厚接触者（学生・教職員）の対応

新型感染症等（或いはその疑い）患者と同居する学生・教職員、患者と1m以内の距離で感染対策をせずに会話等の接触を持った学生・教職員、その他患者と濃厚な接触を持った学生・教職員は、患者との最後の接触から一定期間、新型感染症等を受けた可能性がある場合に、体温等の健康状態を自己観察する必要がある。この間は、症状がない場合でも外出は自粛する。学生については

登学停止、教職員については出勤禁止（在宅等による勤務は可）とする。このような場合、本学の連絡用フォームにより速やかに連絡する。

自己観察を行う中で、37.5℃以上の発熱等、新型感染症等に合致する症状を認めた場合には、最寄りの保健所（発熱相談センター）に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。本学への連絡については、前記の通りである。

なお、新型感染症等伝播の国内感染期（感染拡大・まん延）（第三段階）までは、新型感染症等（或いはその疑い）患者との濃厚接触者が、行政機関から「健康観察」として、健康状態の自己観察と外出の自粛を指示・要請される。

最後になるが、冒頭にも記載しているように、新型感染症等発生時の対応については、感染症等の特性に基づき、適宜、政府および東京都から行動計画が提示されるため、基本的にはその政府および東京都の行動計画に従うこととする。また、適宜、新型感染症等の病原体の特性や感染状態の情報収集に努め、その最新の最適な情報に応じ、本マニュアルを見直し、適切な対策・対応をとることとする。

参考 新型感染症等の発生段階ごとの対応方針

発生段階 /対応方針	海外発生期 (第一段階)	国内発生早期 (第二段階)	国内感染期 (感染拡大・まん延) (第三段階)	小康期 (第四段階)
(1) 学生・教職 員の海外渡 航	[発生国等への渡航] ・原則として禁止。 [上記以外への渡航] ・中止が望ましい。	[発生国等への渡航] ・原則として禁止。 [上記以外への渡航] ・原則として禁止。	・同左	・新型コロナウイルス 等対策本部に よる評価と学 長による決定 を前提として、 すべての規制 措置を見直し、 本学が有する 全ての機能に ついて、適切な レベルまでの 回復を図ると ともに、伝播の 第二波に備え る。
(2) 学生・教職 員の海外か らの帰国と 海外の外国 人の本学へ の来訪	[発生国等からの帰国] ・学生・教職員に帰国を勧告す る。 ・帰国者は、本学に届け出の上、 健康状態を一定期間、自己観 察。 ※帰国時に発熱等の症状を有 する場合や濃厚接触者である 場合は、行政機関の指示に従 う。 [自己観察中に異常に気づいた 場合] ・保健所に連絡し、指示に従う。 ・連絡用フォームにより、本学に 連絡する。 ・診断が確定するまで、学生は登 学、職員は出勤禁止（在宅勤務 は可）。	[海外（発生国等を問わな い）からの帰国] ・学生・教職員に帰国を勧告 する。 ・帰国者は、本学に届け出の 上、健康状態を帰国後 10 日 間、自己観察。 ※帰国時に発熱等の症状を 有する場合や濃厚接触者で ある場合は、行政機関の指 示に従う。 [自己観察中異常に気づい た場合] ・同左 [海外の外国人の本学への 来訪] ・原則として禁止。	・同左	
(3) 学生及び教 職員が主催 する集会・ 学会等	・情報（名称、開催日、場所、参加 予定者数、参加予定者の国籍） について、学生は学生課、教職員 は総務企画課に届け出る。	・原則として禁止。	・同左	
(4) 通学・通勤 手段	-	・通学・通勤時刻を検討し、 感染対策を取り入れ適切な 自己対応に努める。 ・職員は、時差出勤やオン ラインによる在宅勤務を検 討する。	・同左	
(5)	-	・原則として中止。	・同左	

発生段階 /対応方針	海外発生期 (第一段階)	国内発生早期 (第二段階)	国内感染期 (感染拡大・まん延) (第三段階)	小康期 (第四段階)
出張・研修 等				
(6) 健康状態の 自己管理と 有症時の対 応	-	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日,体温等の健康状態を自己観察。37.5℃以上の発熱等の症状がある場合は,保健所に連絡し,指示に従う。 ・連絡用フォームにより,本学に連絡する。 ・診断が確定するまで,学生は登学,職員は出勤禁止(在宅勤務は可)。 	・同左	
(7) 入試の延期	-	・新型コロナウイルス対策本部は,中止の可否を検討し,学長が決定を行う。	・同左	